



議案第六十八号

吉尾地区ほ場整備事業に伴う字の区域の変更について

次のとおり字の区域を変更することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第二百六十条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和五十四年六月二十一日

三朝町長 松村 衛 成

昭和五十四年六月廿三日 原案可決

三朝町議会議長 牧田 禎

区域を変更する字の名称	同上の区域（昭和五十四年五月三十日現在の地番による。）
大字吉尾字コヨソネ	<p>大字吉尾字コヨソネのうち九五の一の一部、九五の三の一部並びに九五の一から九五の三まで、九六及び九七と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字吉尾字鴨名七四の一の一部</p>
大字吉尾字鴨名	<p>大字吉尾字鴨名のうち六九の一部、七〇の二、七三の一、七三の二、七四の一の一部及び七四の二以外の区域並びに大字吉尾字コヨソネ九五の一の一部及び九五の三の一部並びに九五の一から九五の三まで及び九六と一体をなす国有地の一部</p>
大字吉尾字高岸	<p>大字吉尾字高岸の全域、大字吉尾字鴨名六九の一部、七〇の二、七三の一、七三の二、七四の一の一部及び七四の二並びに大字吉尾字コヨソネ九六及び九七と一体をなす国有地の一部</p>
大字吉尾字清水坂	<p>大字吉尾字清水坂のうち二五二の一部以外の区域並びに大字吉尾字堤谷二七三の一、二七三の三及び二七三の四</p>

<p>大字吉尾字堤谷</p>	<p>大字吉尾字堤谷のうち二七三の一、二七三の三及び二七三の四以外の区域</p>
<p>大字吉尾字机田</p>	<p>大字吉尾字机田のうち三〇〇の一部以外の区域、大字吉尾字清水坂二五二の一部、大字吉尾字北ノ前五七三の一部及び六〇一の一部並びに五七三及び六〇一並びに大字吉尾字畑ノ田六〇二の一部</p>
<p>大字吉尾字北ノ前</p>	<p>大字吉尾字北ノ前のうち五四二の一の一部、五四二の二の一部、五四三の一の一部、五四三の二、五四四の一の一部、五四四の二、五四五の二、五七三の一部、六〇〇の一部及び六〇一の一部並びに五七三、六〇〇及び六〇一と一体をなす国有地の一部以外の区域、大字吉尾字伊勢路三四五の二の一部及び三四五の二と一体をなす国有地の一部、大字吉尾字御堂谷四九二の二、四九三、四九四の二及びこれらと一体をなす国有地並びに大字吉尾字畑ノ田六一の一の一部、六一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部</p>

<p>区域を変更する字の名称</p>	<p>同上の区域（昭和五十四年五月三十日現在の地番による。）</p>
<p>大字吉尾字伊勢路</p>	<p>大字吉尾字伊勢路のうち三四五の二の一部及び三四五の二と一体をなす国有地の一部以外の区域並びに大字吉尾字北ノ前五四二の一の一部、五四二の二の一部、五四三の一の一部、五四三の二、五四四の一の一部、五四四の二及び五四五の二</p>
<p>大字吉尾字御堂谷</p>	<p>大字吉尾字御堂谷のうち四九二の二、四九三、四九四の二及びこれらと一体をなす国有地以外の区域</p>
<p>大字吉尾字畑ノ田</p>	<p>大字吉尾字畑ノ田のうち六〇二の一部、六一一の一の一部、六一二の二の一部及びこれらと一体をなす国有地の一部以外の区域、大字吉尾字机田三〇〇の一部並びに大字吉尾字北ノ前五七三の一部、六〇〇の一部、六〇一の一部及びこれらと一体をなす国有地</p>

大字吉尾字金引	大字吉尾字金引の全域、大字吉尾字齊ノ木四五五の一並びに 大字吉尾字金引谷四五七の二
大字吉尾字齊ノ木	大字吉尾字齊ノ木のうち四五五の一以外の区域
大字吉尾字金引谷	大字吉尾字金引谷のうち四五七の二以外の区域